

医学的・工学的観点からの見直しに係る検討

1 褥瘡予防用敷ふとん

(1) 現状

褥瘡予防用敷ふとんの支給対象者については、「傷病（補償）年金又は障害（補償）給付を受けているせき髄損傷者のうち、常時介護に係る介護補償給付又は介護給付を受けているもの」であるが、褥瘡の発生のおそれは、せき髄損傷者に限定されるものではなく、脳の損傷により高度の四肢の麻痺が認められる者や両上下肢の亡失又は機能を全廃した者についても、褥瘡の発生のおそれがある。

(2) 検討の視点

褥瘡予防用敷ふとんについて、脳の損傷により高度の四肢の麻痺が認められる者や両上下肢の亡失又は機能を全廃した者についても、褥瘡の発生のおそれがあることから、支給対象とすべきか。

(3) 検討の方向性（案）

褥瘡の発生は、せき髄損傷者に限定されるものではないことから、褥瘡の発生を防止する必要があると認められる脳の損傷による高度の四肢の麻痺を有する者、両上下肢の亡失又は機能を全廃した者に対しても支給することとしてはどうか。

褥瘡予防用敷ふとんの支給対象者については、「傷病（補償）年金又は障害（補償）給付を受けているせき髄損傷者、脳の損傷による高度の四肢の麻痺が認められる者又は両上下肢の亡失若しくは機能を全廃した者のうち、常時介護に係る介護補償給付又は介護給付を受けている者」としてはどうか。

2 電動車いす

(1) 現状

現行制度では、「両下肢及び両上肢に著しい障害を残すことにより、障害（補

償) 給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者であって、車いすの使用が著しく困難である者」等を支給対象者としているが、障害者自立支援法の補装具費支給制度においては、呼吸器機能障害、心臓機能障害によって歩行に著しい制限を受ける者であって、医学的所見から適応が可能な者も支給対象者としている。

(2) 検討の視点

現行制度で支給対象者としている両下肢及び両上肢に著しい障害を残し、車いすの使用が著しく困難である者のほか、呼吸器機能障害、心臓機能障害により歩行に著しい制限を受ける者についても支給対象者とすべきか。

(3) 検討の方向性 (案)

被災労働者の中には、呼吸器機能障害、心臓機能障害により歩行が困難な者が認められることから、呼吸器又は循環器の障害を持つ者に対し、電動車いすを支給することとしてはどうか。

次の者を支給基準 (支給対象者) に追加することとしてはどうか。

ア 呼吸器又は循環器の障害により、傷病 (補償) 年金第 1 級の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者

イ 呼吸器の障害により、障害 (補償) 給付第 1 級の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者で、次のいずれかの要件に該当する者

(ア) 動脈血酸素分圧が 50Torr 以下であること

(イ) 動脈血酸素分圧が 50Torr を超え 60Torr 以下であり、動脈血炭酸ガス分圧が限界値範囲 (37Torr 以上 43Torr 以下) にないこと

(ウ) 高度の呼吸困難が認められ、かつ、%1 秒量が 35 以下又は%肺活量が 40 以下であること

3 筋電電動義手

(1) 現状

筋電電動義手については、昭和 54 年から研究に資するため限定的に支給を認

めている。支給対象者は、原則として両上肢を腕関節以上で失った者又はこれと同等の者であり、支給本数は1人につき1本とし、支給価額はソケット代を含み63万円以下である。

筋電電動義手は、修理等の体制や当該義肢の適合性を計る体制が確立されていないものの、両上肢の切断者にとってその必要性は高い。

筋電電動義手は通常120万円程度するため、現行制度の63万円以下という基準価格では給付が困難である。

(2) 検討の視点

研究用で支給を認めている筋電電動義手について、今後も研究用支給を継続するかどうか。

支給対象者、基準価格についてはどのようにするのか。

(3) 検討の方向性（案）

ア 筋電電動義手については、十分な医学的管理が可能である医療機関が非常に少ないこと、必要な機器のメンテナンス（製作、修理）を行うことが可能である義肢製作業者が少ないことから、全国において統一的な制度運営が困難であり、本支給とすることはできないのではないかと。しかしながら、過去の支給状況等を踏まえ、両上肢を手関節以上で失った者に対する効果が明らかであることから、両上肢を手関節以上で失った者に対しては、現行の研究用支給ではなく、基準外として支給することとしてはどうか。

イ 基準外支給であっても、適正な支給を実施するため、支給対象者、基準価格を定めてはどうか。

ウ 支給対象者については、

(7) 両上肢を手関節以上で失ったことにより、障害（補償）給付を受けた者又は受けると見込まれる者で、次の要件を全て満たす者

- ① 手先装置の開閉操作に必要な強さの筋電信号を検出できる者であること
- ② 筋電電動義手を使用するに足る判断力を有している者であること
- ③ 筋電電動義手を使用するに足る十分な筋力を有すること

④ 装具を装着することができる断端長を有する者であること

- (イ) 1上肢を手関節以上で失うとともに、他上肢の機能が全廃又はこれに準じた状態になったことにより、障害（補償）給付を受けた者又は受けると見込まれる者で、上記の4つの要件全てを満たす者かどうか。

エ 価格については、ソケット代を含む1本当たりの価格を設定するのではなく、実勢価格を調査して、基準価格として、基本価格、製作要素価格、部品価格を決定することとしてはどうか。